令和7年度

あなたのエコ活動を応援します！

市民環境活動費補助金のお知らせ

沼津市では、市民・事業者・市が一体となって環境にやさしいまちづくりを進め、環境を大切にする人づくりを目指して、市民・市民団体等が自ら企画・運営する環境保全活動や環境学習を支援しています。
皆さんの環境やエコに関する活動について、独創的なアイディアによる活動を募集しますので、ぜひご応募ください。

募集内容

1　補助内容

10万円を上限として活動費の全部又は一部を補助します。
また、市ホームページ等での活動紹介や活動に係る助言などの支援を行います。

2　対象者

沼津市内に活動拠点又は連絡先があり、市内で活動する３人以上の非営利団体です。
（任意の市民団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人、自治会等）

※宗教又は政治を目的とした活動を実施する団体、沼津市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等を含む団体は対象となりません。

3　対象となる活動

補助金の交付の対象となる活動は、上記対象者が市内において実施する営利を目的としない自主的な活動であって、令和８年２月27日（金）までに実績報告できる活動のうち、下記のいずれかに該当する活動
（1）　脱炭素社会の実現に寄与する活動
（2）　循環型社会の実現に寄与する活動
（3）　自然共生社会の実現に寄与する活動
（4）　上記３つに掲げる社会を構築するために実施する環境教育活動

※応募は活動単位とし、複数の応募が可能です。但し、同一団体に対する補助金の交付は一会計年度当たり２件までです。
※複数年度にわたり実施される同一活動に対する補助金の交付は３回が上限となります。
（沼津市市民エコプロジェクト支援補助金の回数を引き継ぎます。）

4　受付期間

令和７年５月１日（木）～９月 30 日（火）（必着）まで

※ただし、令和７年度の予算 30 万円が終了したら、その時点で受付終了となります。

5　スケジュール（審査・補助金交付・活動・報告等）

- 補助金内容の審査を行い、「交付」又は「不交付」の決定をします。交付決定後の活動が補助の対象となります。
- 補助金については、円滑な活動の執行を図るため、概算払の方法により事前に交付し、実績報告に基づき精算を行います。

申請から補助金清算までの流れ（例）

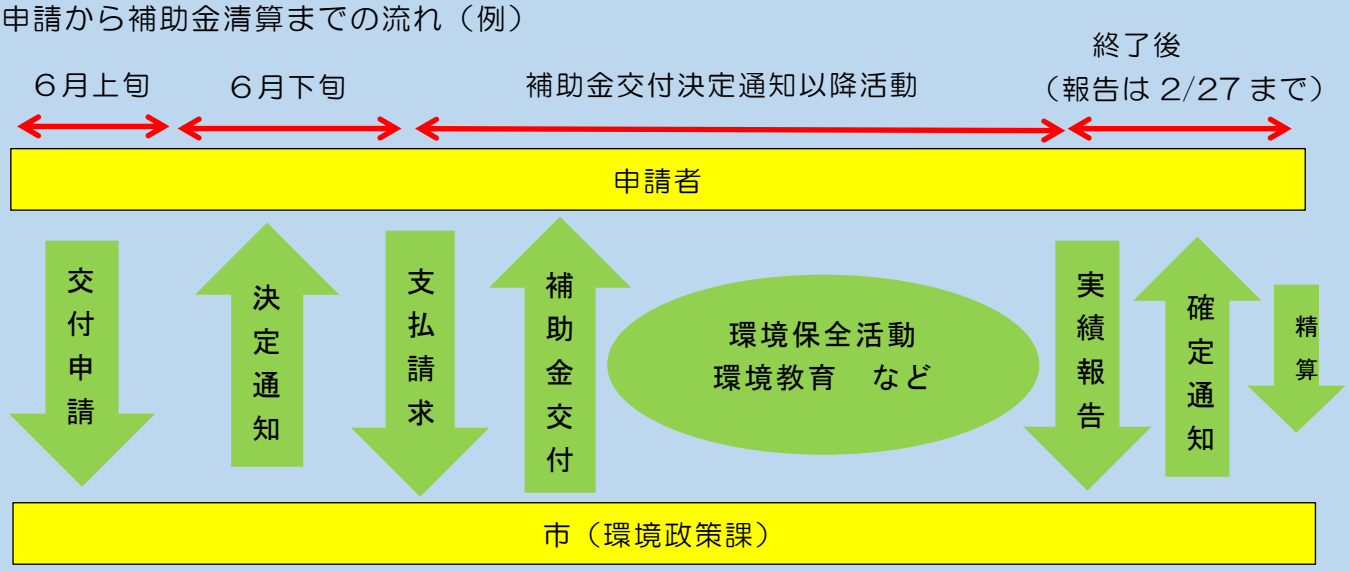

6　その他

補助対象経費、申請手続き等の詳細については、市ホームページにある「募集要項」を確認してください。

7　申請・問い合わせ

沼津市役所　生活環境部　環境政策課　ゼロカーボン推進室
〒410-8601　沼津市御幸町 16-1
TEL：055-934-4741／FAX：055-934-3045／Email：kankyo@city.numazu.lg.jp
http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/kankyo/torikumi/ecopro/index.htm